銚子市地方就職支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、銚子市しごと・ひと・まち創生総合戦略及び千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において銚子市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することに関し、銚子市補助金等交付規則（昭和３３年銚子市規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　東京圏　東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。

⑵　東京２３区　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８１条第１項に規定する東京都の特別区の区域をいう。

⑶　条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少率が１０％以上の市町村をいう。

（交付対象者）

第３条　地方就職支援金の交付の対象となる者は、申請時において、別表第１及び別表第２に掲げる要件を満たすものとする。

（地方就職支援金の額）

第４条　地方就職支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）　銚子市職員旅費支給条例（昭和３５年銚子市条例第６号）に基づく東京駅から就職先企業が所在する最寄り駅までの往復交通費（１回分限り）の２分の１以内の金額（１円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額）とし、４，０００円を上限とする。

⑵　移住に係る経費（以下「移転費」という。）　引っ越し業者又は運送業者への支払いに係る実費の金額とし、４６，５００円を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、就職先企業が交通費又は移転費の一部を支給しているときは、同項の規定の適用の際に、同項第１号の往復交通費又は同項第２号の実費から企業負担額分を控除した金額とする。

３　支援金の交付は、一人１回限りとする。

（交付申請）

第５条　地方就職支援金の交付を受けようとする者は、銚子市地方就職支援金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

⑴　写真付き身分証明書等の写し（本人確認できるもの）

⑵　卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から１年以内のもの）。

⑶　誓約書兼同意書（別記様式第２号）

⑷　就業（内定）証明書（別記様式第３号）

⑸　移転費の領収書

⑹　転入前の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

⑺　市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金の交付の可否を決定し、銚子市地方就職支援金交付決定（却下）通知書（別記様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第７条　市長は、前条の規定による交付決定を行ったときは、第５条の申請書をもって規則第１１条に規定する実績報告がなされたものとみなす。

２　前条の規定による交付決定を行ったときは、同条に規定する通知をもって規則第１３条に規定する補助金等の額の確定を行ったものとする。

（報告及び立入調査）

第８条　市長は、地方就職支援金の交付に係る事業の状況を把握するために、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者の同意を得て、当該者の居住の実態を確認することができる。

２　市長は、地方就職支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第９条　市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地方就職支援金の交付決定を取り消し、既に交付した地方就職支援金についてはその全額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

⑴　虚偽の申請等が明らかとなった場合

⑵　申請から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

⑶　申請から１年以内に銚子市に転入しなかった場合

⑷　就業から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に、要件を満たす市内の別の法人・企業等に就業する場合を除く）

⑸　市への転入日から１年以内に転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす法人・企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

２　市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付決定を取り消したときは、銚子市地方就職支援金交付決定取消通知書（別記様式第５号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付決定を取り消した場合において、既に地方就職支援金を交付しているときは、銚子市地方就職支援金返還請求書（別記様式６号）により、期限定めてその返還を請求するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行日前に支援金の対象となる事実が発生した者については、なお従前の例による

別表第１（第３条関係）

移住に関する要件

１　転入前に関する要件	次のいずれにも該当すること。 ⑴　大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。 ⑵　大学等の卒業・修了年度において、東京圏（千葉県を除く。）のうち条件不利地域以外に在住していること。
２　転入後に関する要件	次のいずれにも該当すること。 ⑴　市内に転入したこと。 ⑵　千葉県から銚子市に対して、ＵＩＪターンによる起業・就業者等創出事業補助金の交付決定がされた後に転入したこと。 ⑶　地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。 なお、年度当初予算の第１回交付決定前であったことにより、卒業・終了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内に申請を行うことが出来なかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。 受付日数：当該年度の４月１日から、卒業・修了日から１年以内となる日または就業開始日から１年となる日の早い方までの日数とする。 ⑷　市内に、地方就職支援金の申請日から１年以上、継続して居住する意思を有していること。

３　その他の要件	⑴　次のいずれにも該当すること。 ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員でないこと。 イ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者と関係を有する者でないこと。 ⑵　次のいずれかに該当すること。 ア　日本人 イ　外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有するもの ⑶　その他市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第２（第３条関係）

就業に関する要件	１　就業先に関する事項 次のいずれにも該当すること。 ⑴　勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在する企業等に、別表第１の１の要件を満たす大学等を卒業・修了してから１年以内に就職していること。 ⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。 ⑶　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 ⑷　官公庁等ではないこと。 ２　就業条件等に関する事項 次のいずれにも該当すること。 ⑴　原則、週２０時間以上の無期雇用契約に基づく就業であ

	ること。 ⑵　市内を中心とした勤務を基本とする採用であること。 ⑶　東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること